

大東市木材利用基本方針

(趣旨)

第1 森林は、水資源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活を営むうえで重要な役割を担っている。これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、森林整備の過程から発生する木材を有効に利用することは重要である。

また、木材は森林から持続生産が可能な自然資源であり、特に大阪府内産をはじめとする国産材を利用することは、森林林業の再生に資することはもとより、二酸化炭素の貯蔵など、地球温暖化の防止及び資源循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

この方針は、市が整備する公共建築物において木材の利用の促進を図るため、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、「大阪府木材利用基本方針（平成23年12月策定）」に即して、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (2)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

(市が整備する公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、市が整備する公共建築物において木材の利用に努める。

(市が整備する公共建築物における木材の利用の目標)

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1)市が整備する低層の公共建築物においては、木造化に努める。
- (2)市が整備する公共建築物においては、木質化に努める。また、公共建築物の模様替え又は改修に当たっても、木質化に努める。

(3) 木造化及び木質化に当たっては、可能な範囲で大阪府内産をはじめとする国産材の利用に努める。

2 次に掲げる場合、前項は適用しない。

(1) 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化又は木質化が適当でないと認められる場合

(2) 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化又は木質化が困難と認められる場合

(その他市が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第5 市は、公共建築物の整備に当たり、設置目的や、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

2 市は、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報を収集し、必要があるときは関係部局間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用促進に取り組むよう努める。

附 則

この方針は、令和2年11月1日から施行する。